

AI・DX経営塾 利用規約

第1条（趣旨）

AI・DX経営塾 利用規約（以下「本規約」という）は、利用者および利用を希望する者（以下あわせて「甲」という）が株式会社インソース（以下「乙」という）の提供する「AI・DX経営塾」（以下「本サービス」という）を利用するにあたり、甲および乙が遵守すべき事項を定める。

第2条（サービス内容）

1. 本サービスは、企業向けの会員制プログラムとして提供する。
 2. 甲は、本サービスにおいて、以下の内容を利用できる。
 - (1) フォーラムへの参加
 - (2) 以下の特典の利用
 - ① AI 関連公開講座 無料受講券
 - ② AI・DX 関連動画の視聴
 - ③ AI ガイドラインの提供
 - ④ AI 朝礼への参加
 3. 前項に定める内容の詳細は、乙が別途定める。
-

第3条（利用契約の成立および無料体験）

1. 本サービスは法人単位で契約するものとし、1 契約あたり 2 名まで利用できる。
 2. 甲は、初回のフォーラムに限り、体験機会として 2 名まで無料で参加できる。
 3. 甲は、初回参加後、本サービスへの入会を希望する場合には、乙所定の方法により申込みを行うものとする。
 4. 前項の申込みを乙が承諾した時点で、利用契約が成立し、甲は次条に定める利用料金の支払義務を負う。
 5. 甲が 3 名以上での利用を希望する場合は、別途乙と協議のうえ定める。
-

第4条（利用料金および支払条件）

1. 本サービスの利用料金は、以下のとおりとする。
 - (1) 入会金：100,000 円（税抜）
 - (2) 月額料金：40,000 円／月（税抜）
2. 初回請求時には、入会金 100,000 円（税抜）および月額料金 6 か月分 240,000 円（税抜）の合計 340,000 円（税抜）を一括して請求する。
3. 消費税は別途加算する。
4. 甲は、乙が発行する請求書に基づき、請求月の翌月末までに支払う。
5. 振込手数料は甲が負担する。

第5条（契約期間および更新）

1. 本サービスの第1期は、2026年5月から2027年3月までとする。
 2. 第2期以降の本サービスは、毎年4月から翌年3月までの期間で継続開催する。
 3. 利用契約は、甲から毎月10日までに退会の意思表示がない場合、自動的に継続する。
-

第6条（途中入会）

1. 甲は、本サービスに随時入会することができる。
 2. 甲は、初回のフォーラムに限り無料で参加した後、入会を希望する場合には、第3条の定めに従い申込みを行うものとする。
 3. 前項にかかわらず、甲は、フォーラムへの参加前であっても入会を申込みことができる。この場合、入会日は各月1日とし、甲は申込時に、当該申込月の1日または翌月の1日のいずれかを選択するものとする。また、利用料金の課金は、当該入会日から開始するものとし、第4条の定めを準用する。
-

第7条（退会）

1. 甲は、乙所定の方法により退会の申出を行うことができる。
 2. 退会の申出は、毎月10日までに行うものとし、退会日は当該月の末日とする。
 3. 既に支払済みの月額料金については、退会月の翌月以降分を月単位で返金する。なお、入会金については、いかなる理由による場合であっても、返金しないものとする。
 4. 特典は、退会月の末日まで利用可能とする。
-

第8条（特典の付与）

特典は、第3条に基づく申込み後、初回の利用料金の請求が完了した甲に対して付与する。

第9条（知的財産権の帰属）

フォーラム（研修の内容、テキスト、配布資料、投影用資料、ツール、マニュアル等を含むがこれに限られない）および乙が制作するコンテンツに関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、すべて乙に帰属する。また乙の提携先が保有する著作権等の知的財産権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、すべて乙の提携先に帰属する。

第10条（禁止行為および甲の義務）

1. 甲は、甲自らまたは甲以外の法人（甲の親会社、子会社、関係会社等を含む）もしくは個人（以下これらをあわせて「第三者」という）をして、いかなる方法によっても、フ

- フォーラムに関し、写真撮影、録画、録音またはそれに準ずる行為を行ってはならない。
2. 甲は、甲自らまたは第三者をして、フォーラムで提供するテキスト等の複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。
 3. 甲は、甲自らまたは第三者をして、フォーラムと同一またはこれに依拠した類似の研修を作成してはならない。
 4. 甲は、甲自らまたは第三者をして、フォーラムと同一またはこれに依拠した類似のサービスを提供してはならない。
 5. 甲は、フォーラムを受講するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならない。
 - (1) 乙、他の受講者または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉を毀損する行為
 - (2) 乙、他の受講者または第三者に損害を与え、または本サービスの運営に支障を与える、もしくは与えるおそれのある行為
 6. 甲が、本サービスを利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、当該第三者に本規約における甲と同等の義務を負わせたいうで、乙に対し、乙の定める書面により速やかに通知しなければならない。なお、乙が、当該第三者が当該義務を履行しない、または履行しないおそれがあると判断した場合、乙は当該第三者による作業代行を認めないことができる。
 7. 甲は、本サービスを利用するにあたり自ら登録する事項について管理し、更新および削除する義務を負う。
 8. 甲は、受講者の行為であることを理由に本規約に定める義務に関する責任を免れることはできず、受講者が本規約に違反した場合、甲は乙または第三者に対してこれに起因する一切の責任を負う。
 9. 甲および乙は、甲が本条に違反した場合、乙は契約の解除および損害賠償に加え、特定履行または差止めによる救済を求めることができることについて、これを確認し合意する。

第 11 条（ID 等の管理）

1. 甲は、専用サイトにおいて用いる ID 等を厳重に管理し、受講者にも管理させる義務を負い、第三者に譲渡、貸与、開示等してはならない。
2. 乙の責に帰すべからざる事由により、ID 等が漏洩し、甲または受講者に損害が発生した場合、乙は責任を負わない。
3. 乙の責に帰すべからざる事由により、第三者が ID 等を用いて本サービスを利用した場合、乙は当該利用を甲によるものとみなす。

第 12 条（機密情報の保持）

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、フォーラムの提供ないし本サービス利用に関して知り得た相手方に関する情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号の情報を除く。

- (1) 相手方から知り得た時点で、公知である情報
 - (2) 相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (4) 相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
 - (5) 法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報
 - (6) 乙の提携先がフォーラムを主催するにあたって必要となる情報
-

第 13 条（個人情報の保護）

乙は、本サービスの提供に関連して取得した甲および受講者の個人情報を機密として保持し、法令または本規約に定める場合を除き、甲の事前の承諾なく第三者に開示または漏洩せず、また本サービスの提供以外の目的に利用しないものとする。また、乙は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的な安全管理措置を講じなければならない。

第 14 条（個人情報保護方針への同意）

1. 甲は、本サービスの利用にあたり、乙の個人情報保護方針 (<https://www.insource.co.jp/gaiyo/privacypolicy.html>) に同意するものとする。
 2. 乙は、個人情報保護方針に従い、甲および受講者の個人情報を適切に取り扱うものとする。
 3. 乙は、個人情報保護方針を変更する場合、乙所定の方法により甲に通知または公表するものとする。
-

第 15 条（データの利用）

甲は、乙が、本サービスに関するデータ（以下「データ」という）をもとに、甲および受講者等が識別、特定できないように統計的に加工したデータを作成し、分析、研究、新規サービスの開発、広報、宣伝等を目的として利用することを予め承諾する。

第 16 条（免責）

乙は、本サービスの利用により甲に生じた損害について、乙の故意または重過失による場合を除き、責任を負わない。

第 17 条（生成 AI 等の利用制限）

1. 甲は、生成 AI ・機械学習システム等（以下「生成 AI 等」という）の利用に関

し、乙の知的財産権及び営業上の利益を保護するため、本条の定めに従わなければならない。

なお、本条において「本件著作物」とは、第9条に定める著作物をいう。

2. 甲は、生成AI等を用いて本件著作物及び乙に関する情報について次の行為を行ってはならない。

①本件著作物を生成AI等に入力・送信し、学習、推論、ベクトル化その他の処理を行うこと

②本件著作物を素材として教材・類似コンテンツを生成すること

③乙のウェブサイトその他公開情報から、機械的または大量の情報取得・構造化・データベース化を行うこと

④生成AI等による処理結果及び派生物を第三者に提供・譲渡すること

⑤本件著作物について、技術的保護措置の解除・回避、または複製・電子化による生成AI等への投入を行うこと

3. 甲が次の各号に掲げる行為を行う場合は、事前に乙の書面による同意を得なければならない。

①乙の公開情報の自動的・大量取得・再構成

②本件著作物または乙に関する情報を主要な構成要素とする新規開発・コンテンツ生成

③本件著作物または乙に関する情報を基にした分析結果の社外開示・商用利用

4. 甲は、前二項の義務を第三者にも遵守させ、違反が判明した場合には直ちに乙に通知し、是正措置を講じるものとする。乙は必要に応じ、遵守状況の報告・資料提出を求めることができる。

5. 甲が本条に違反した場合、乙は当該行為の停止・差止めを求めることができる。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および、以下の各号に該当しないことを表明し、将来にわたっても確約する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用したと認められること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

2. 甲および乙は、相手方に対し自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をしてはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲または乙の信用を棄損し、あるいは甲または乙の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲および乙は、自らの取引先（委託先である場合当該委託が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項各号に該当しないことを確約し、将来にわたって同項各号に該当せず第2項各号に該当する行為をしないことを確約する。

4. 甲および乙は、自らが本条各項の定め違反したことにより、第19条（契約の解除および損害賠償）第1項に基づき契約を解除した場合、一切異議を述べない。

第19条（契約の解除および損害賠償）

1. 甲または乙は、相手方に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第3条（契約の成立）に基づき成立した契約を解除することができる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じるものとする。

- (1) 本規約に定める義務（第18条（反社会的勢力の排除）等）に違反したとき
- (2) 支払いを停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき
- (3) 公租公課を滞納したとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てを自ら行ったとき、またはこれらの申立てを受けたとき
- (6) 資産、信用状態または経営状況が著しく悪化し、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- (7) 甲または乙の同業他社であることまたは競合行為を行っていることが判明し本サービスの提供または利用が不適切であると合理的に判断されるとき

2. 甲または乙は、相手方が本規約に違反することにより甲または乙が損害を被った場合、相手方は、その損害を賠償する義務を負う。

第20条（存続条項）

第3条（契約の成立）に基づき成立した契約につき、解除された場合であっても、第9条（知的財産権の帰属）、第10条（禁止行為および甲の義務）、第12条（機密情報の保持）、第13条（個人情報の保護）、第15条（データの利用）、第16条（免責）、第19条

(契約の解除および損害賠償)、第 21 条 (合意管轄) および本条 (存続条項) の定めは、引き続きその効力を有する。

第 21 条 (合意管轄)

甲および乙は、本規約に関して、訴訟の提起、調停の申立て等の必要が生じた場合の第一審の専属的管轄裁判所を、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所とする。

第 22 条 (協議事項)

本規約に定めのない事項もしくは本規約の各条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

第 23 条 (本規約の変更および変更の手続)

1. 乙は、次に掲げる場合、甲から個別の同意を得ることなく乙の裁量で本規約を変更することができるものとする。
 - (1) 本規約の変更が、甲の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 乙は、甲に対して、前項の本規約の変更にあたり、効力発生日の 30 日前までに変更した本規約の変更内容と効力発生日を、ウェブサイト掲載等の方法により周知するものとする。